

第二回 特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会（現地視察）
意見交換発言要旨

- ・日 時：平成21年8月21日（金）16:00～17:00
- ・場 所：宮城県栗原市役所2階講堂
- ・出席委員：宇賀委員長、石川委員、片田委員、佐藤委員、
村井（嘉）委員（代）、吉岡委員
- ・発言要旨：以下のとおり

1. 開会

事務局より開会の宣言が行われた。

2. 意見交換

（1）現地視察について

- 避難の指示・勧告を出す際に情報が少なく苦労した。国が明確に判断すれば、指示・勧告の説明がつくと思う。
- 岩手・宮城内陸地震のような2県にまたがった、広範囲での被災の場合都道府県での対応では限度があり、高度な技術の蓄積がある国の関わりが非常に重要である。
- 災害に備え日頃から道路の整備をしておくと共に、災害道路の設計、工事方法の改善が必要である。
- 一つの都道府県では、特殊な土砂災害の経験が少なく技術の蓄積に限界があるが、全国的に見れば特殊な土砂災害は度々発生していることから、国であれば今後も技術の蓄積や技術共有のためのネットワークの構築が可能と考える。従って、特殊な土砂災害が発生した場合は、まず国に対応してもらうことが適当と考える。また、一般的な土砂災害であっても大規模な場合には、国の技術的支援が必要と考える。
- 警戒避難については非常に高度な状況判断が必要であり、市町村レベルで判断するより国が初動の段階から調査に入り情報把握を行った上で判断した方がよりの確な判断ができる。現行法制度（災対法）では、避難に係る判断は首長権限になっており、あまりに責任が重大。それに対し指示もしくは判断に貢献できる仕組みをつくり出せないか。避難判断をサポートするというソフト面の支援もするべきである。
- 情報を早く住民に伝えるというのが一番大事であり、リアルタイムで災害情報を提供できるシステムが必要である。
- 特殊な土砂災害の場合、調査能力のある国が速やかに避難に関する判断をし、それを受け首長が県知事と相談して決めるような法改正をしてもらいたい。

- 現地を見てソフト・ハード両面からも専門的な能力をもった国が関与することが不可欠であると再認識した。

(2) 検討会の提言骨子について

- 災対法63条の「警戒区域」と土砂災害防止法の「土砂災害警戒区域」とが名称が似ており混同しやすい。今の骨子では市町村が避難勧告・警戒区域を指定することになるのか。

○事務局

緊急調査を行った結果、危険がおよぶ可能性のある範囲について緊急調査を行った主体が緊急警戒区域を設定し、継続的に監視することを想定している。危険な状態になった場合には、その区域内における避難のトリガーとして、監視をしている国ないし県が市町村長へ情報提供または指示をしていくことを考えている。

- 土砂災害緊急警戒区域と、災対法63条の警戒区域のエリアが同一でない場合が出てくると思うが。

○事務局

緊急警戒区域に指定したからといって必ずしもすぐに避難ということは想定していない。監視を続け、危険が切迫した場合に避難指示等を市町村長にさせていただくための情報提供等のトリガーを、監視をしている国ないし都道府県が出すことを想定している。

- 土砂災害緊急警戒区域の指定がされたら解除は可能か。

○事務局

監視は継続しているため、危険が無くなった場合は解除する。

- 土砂災害防止法による警戒区域というのはあくまで事前に設定した区域で時間の概念がない。緊急という時間の概念が今回入ってくることで扱いが変わってくる。緊急警戒区域が指定された場合、法的な拘束力をもって避難に結びつけた方が市町村には使いやすいのではないか。

○事務局

土砂災害防止法の体系の中では、警戒区域・特別警戒区域というのは時間の概念がないため、緊急を入れることで時間の概念を入れ区別しようと考えている。災対法との関係の整理は、これから検討させて頂きたい。

- 危険な状況を市町村長に知らせたところから先については、市町村長に避難に係る権限を残したままでの運用を考えているのか。

○事務局

国から市町村長へ避難指示を出しなさいという指示を出す方法と、指示ではなく警報なり情報提供を市町村長へ行う方法との2つの方法を議論している。

- 災対法の中でも現場の警察官が避難指示を出せる項目がある。国交省の事務所長等が同じようにできないか。危険な状況に対しふさわしい人が指示を出せるように法制度を整えた方が良い。

○事務局

水防法や地すべり等防止法でも同じような規定があるが、それらの法律制定の後で災対法が制定され、総合的に市町村長に避難指示の権限が与えられている。それ以降は水防法等のような規定はできていない。

- 震災直後から緊急警戒区域の指定までのタイムラグについてどのような対応を考えているのか。

○事務局

緊急調査を行う前の初動対応については、国交省設置法に基づく **TEC-FORCE** という形で震災直後に調査を行い、その後土砂災害防止法の体系に基づく緊急調査を考えている。

- 先に住民を避難をさせても、国で後の指示等を明確にしてもらうような法律があれば、市町村長としては助かる。

3. 砂防部砂防計画課長挨拶

南砂防計画課長より、現地視察ならびに闊達な意見交換についての感謝の旨挨拶が行われた。

4. 閉会

事務局より閉会が宣言された。

以上